

相伝 -souden



「相伝」という言葉は、技を伝える方法で先生から生徒へ直接教えることという直訳です。難しい相続や贈与など、資産税に関することを事例を交えながらわかりやすく書いています。ぜひ一読ください。

----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- ☒ 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- ☒ 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- ☒ 相続争いをしたくない方
- ☒ 貸家経営をされている方
- ☒ 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- ☒ 不動産管理会社を持たれている方
- ☒ 相続を経験したことがない方

2026.7.20 vol.123

相続税申告書を提出後、税務署がチェックするポイントは預金の型???

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。

夢中で未来を変えにいく。
上坂会計グループ



私ども上坂会計グループは創業1970年 顧問先数500社を超える
会計事務所を母体にしたコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANAGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)
福井ほっとする相続相談室(福井事務所) 福井市江守中2丁目1312 TEL: 0120-939-243
【今立事務所(本社)】福井県越前市赤坂町4-1 【小浜事務所】福井県小浜市小浜白鬚100
URL: <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL: soden@uesaka.ne.jp

相続税申告書を提出後、税務署がチェックするポイントは預金の型???

Writer 公認会計士／税理士 上坂 朋宏

「令和6年分相続税の申告事績の概要」(令和7年12月公表いわゆる2025年度公表分)を公表

	全国	東京
課税割合 (%)	10.4 (+0.5 ポイント)	16.2 (+0.8 ポイント)
課税価格 (億円)	233,846 (108.1%)	86,522 (108.1%)
税額 (億円)	32,446 (108.0%)	14,250 (105.8%)
被相続人 1 人当たり課税価格 (万円)	14,025 (101.0%)	16,209 (100.0%)
被相続人 1 人当たり税額 (万円)	1,946 (100.8%)	2,670 (97.9%)

出典: 国税庁公表資料・東京国税局公表資料

上記から読み取れるポイントを、3 つにまとめました。

① 相続税の“課税対象者”(相続税が課される方)がさらに広がっている！

令和6年分の相続税の課税割合は10.4%で、前年から0.5ポイント上昇しています。つまり、亡くなった人のうち相続税申告の対象になる割合が1割を超え、相続税が「一部の富裕層だけの税金」から、より広い層に関係する税目になりつつあると読めます。

② 課税価格・税額ともに増加し、資産価格上昇の影響が強い！！

令和6年分の課税価格総額は23兆3,846億円、申告税額総額は3兆2,446億円で、いずれも前年より増加しています。財産構成では、現金・預貯金等が約35%、土地が約30%、有価証券が約18%を占めており、地価や株価など資産価格の上昇が相続税額の押し上げ要因になっていると考えられます。

③ 電子申告と税務当局の接触がともに増え、申告の精度がより重要に！！！！

別途、国税庁の公表では、相続税申告のe-Tax(電子申告)利用率は50.3%で上昇し、電子化が急速に進んでいます。一方で、相続税の実地調査件数や「簡易な接触」も増加しており、申告後に誤りや漏れを指摘される機会も増えています。今後は、申告の利便性が上がる一方で、財産評価や申告内容の正確性がより問われる傾向が強まると思います。

■税務署の重点ポイントは預金の動き！！

そのような傾向の中で、税務署は特に預金の動きをみています。土地建物は、登記簿や固定資産評価明細書をみれば、現物は特定されるので、架空資産にはなりにくい。しかし、現預金は、現物を特定できないのと比較的簡単に出入金できるので、架空資産の対象になりやすいからです。どのような見方をしているかを、銀行口座のパターンでみてみましょう。

図表1 入出金の記録の「型」

ㄱ型口座

年月日	出金	入金	摘要
2014/5/25		350,000	給与振込
2014/5/25	100,000		現金出金
2014/5/27	25,000		電気料
2014/5/27	30,000		生命保険料
2014/5/31	16,000		携帯電話
2014/5/31	30,000		定期積金
2014/6/10	50,000		クレジットカー
2014/6/20	150,000		家賃
2014/6/25		362,000	給与振込
2014/6/25	100,000		現金出金
2014/6/27	25,000		電気料
2014/6/27	30,000		生命保険料
2014/6/30	16,000		携帯電話
2014/6/30	30,000		定期積金
2014/7/10	50,000		クレジットカー
2014/7/20	150,000		家賃

逆ㄱ型口座

年月日	出金	入金	摘要
2014/5/1		35,000	現金入金
2014/5/2		30,000	現金入金
2014/5/3		28,000	現金入金
2014/5/4		40,000	現金入金
2014/5/5		45,000	現金入金
2014/5/6		20,000	現金入金
2014/5/7		33,000	現金入金
2014/5/8		35,000	現金入金
2014/5/9		38,000	現金入金
2014/5/10		22,000	現金入金
2014/5/10	326,000		現金出金
2014/5/11		36,000	現金入金
2014/5/12		35,000	現金入金
2014/5/13		28,000	現金入金
2014/5/14		30,000	現金入金
2014/5/15		28,000	現金入金
2014/5/15	157,000		現金出金

稲妻型口座

年月日	出金	入金	摘要
2014/5/1		15,000,000	振込入金
2014/5/1	15,000,000		振込
2014/5/10		20,000,000	振込入金
2014/5/10	20,000,000		振込
2014/5/15		20,000,000	振込入金
2014/5/15	18,000,000		振込
2014/5/20		10,000,000	振込入金
2014/5/20	10,000,000		振込

貯まりっぱなし型口座

年月日	出金	入金	摘要
2014/1/25		500,000	振込入金
2014/2/25		500,000	振込入金
2014/3/25		500,000	振込入金
2014/4/25		500,000	振込入金
2014/5/25	出金なし	500,000	振込入金
2014/6/25		500,000	振込入金
2014/7/25		500,000	振込入金
2014/8/25		500,000	振込入金
2014/9/25		500,000	振込入金

■銀行口座の入出金記録の「型」(上記に図示)

銀行口座には、4つの型があると言われています。それが上記です。

税務署は、調査選定や内偵の段階で、銀行口座の入金・出金の並び方や金額、資金の流れを重点的にチェックします。そして、預金口座には、上記の4つの型に集約します。

L型口座は、サラリーマンでは一番多いパターン。貯まりっぱなし口座は、複数の口座をもっている比較的富裕層にみられるパターン。この2つは、一般的なカタチです。

税務署が特に注目するのが、他の2つのパターン。入金が続き特定日に出金されるカタチ(「逆L型」と言います)と、入金と出金が交互に続くカタチ(「稲妻型」と言います)は、相続財産の除外の可能性を示すサインとして注目されやすいと言われています。

①「逆L型」は、「貯めたお金を、相続前にまとめて移していないか」

ということです。入金が続く→特定日に大きな出金という「逆L型」は、相続税では、多額の出金先・資金使途が不明であることが問題になります。

たとえば、被相続人の年金や事業収入などが蓄積された後、数百万円・数千万円がまとめて出金されている場合、そのお金が、家族名義の預金への移動、名義預金の形成、生前贈与、現金での保管、証券・保険・不動産など別資産への転換となっていないかを確認します。

つまり、相続税チェックの視点では、

「大きく減った預金は、本当に消費されたのか。それとも形や名義を変えて残っているのか」が核心です。

②「稲妻型」は、「被相続人の口座が、家族への資金移動の通過口座になっていないか」

ということです。入金→出金→入金→出金を繰り返す「稲妻型」は、相続税では、資金の帰属が複雑になっている可能性を疑います。

たとえば、被相続人の口座から家族の口座へ継続的に資金が移動している場合、形式上は家族名義でも、実質的には被相続人が管理していた名義預金の可能性があります。逆に、家族から被相続人の口座を経由して別口座へ資金が流れている場合も、誰の財産なのかを確認する必要があります。

相続税では、口座名義だけでなく、

「そのお金は誰が稼ぎ、誰が管理し、誰が自由に使えたのか」

で実質的な所有者を判断することが重要です。

つまり、

逆L型＝「大口出金の行き先を追う」

稲妻型＝「資金移動の最終到着点と真の所有者を追う」



となります。

税務職員はプロ中のプロです。上記のように、何かしら財産を除外しようとしても、必ず摘出されます。まずは、適正な申告するということを心掛けていただくとよいと思います。

相続アドバイザーのつぶやき

7月12日～14日の3日間で、上坂会計グループの研修旅行で北海道へ行ってきました。

雨が心配されたお天気も傘を1度もさすことなく、行く先々で晴れるという奇跡!! 富良野で見頃となっているラベンダーや、美瑛町の美しい景色にとっても癒されました。バス移動が多い北海道の旅ですが、車窓から広大な農地などを眺めていると、職業病なのか? 「この土地はいったいどのくらいの評価額になるのだろう…」と頭をよぎってしまいました。7月1日には国税庁より令和8年分の路線価等が公開されています。相続税が気になった方は、弊社の相続税診断サポートサービスもご利用ください。